

学校法人清教学園 部活動の方針 概要

清教学園らしい「一人ひとりの賜物を生かす」ことのできる教育
(100%の自分を生きる生徒たち)

生徒に望ましい学校教育

学校における働き方改革

部活動ガイドライン(国・府)

学校法人(設置者)・設置学校に係る部活動の方針(理事長)

各学校種・部活動に係る活動方針(校長)

大原則: 学業第一

多様な課外活動を通じた生徒たち一人ひとりの人格形成と成長

部活動(運動部・文化部)

- ◆ 活動計画: 学業優先、安全管理、健康維持
 - ・休養日(中学: 週2日以上、高校: 週1日以上かつ年104日以上)
 - ・休日に活動を行なった場合の付随ルール
 - ・参加大会数に関する原則
 - ・合宿を行なった場合の付随ルール
 - ・オフシーズンの設定
 - ・施設/設備の利用: 適切な割り当ての配慮
- ◆ 顧問: 複数名での担当(輪番制等)、研修

自学習・補習

奉仕活動

グローバル活動

キャリア意識形成

各種の課外活動・特別活動、学外活動

学園の教育理念: キリスト教主義

清教学園では、「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」（文部科学省、スポーツ庁、文化庁による連名）および「大阪府運動部活動の在り方に関する方針」（大阪府教育委員会）の趣旨を踏まえ、次の内容をもって本校が設置する学校に係る部活動の方針とし、ここに公表する。

1. 部活動の位置づけ、および目的

清教学園における部活動は、運動部と文化部との別を問わず、放課後等における多様な活動・経験を通じて生徒たちが主体性や各種の関心を育むことができる、諸々の取り組みのうちの一つとして位置づけられる。それは、学業第一という大原則のもと、学習意欲の向上、自らの賜物を生かすための自己肯定的な積極性の喚起、また隣人と共に創り上げる喜びを感受できる心の涵養等に資するものとして存する。

こうしたことから、本校における部活動は、他の課外活動と同様、単に知識や技術や競技力を向上させるだけのものではなく、キリスト教主義の教育理念に基づき、質の面においても量の面においても、学校生活の全体におけるバランスおよび成長期にある生徒たちの心身の健康というものを十分に考慮に入れた形で行われるものとする。

もって本校では、<生徒たち一人ひとりの人格の形成および成長をさらに豊かなものにもたらす諸契機のうちの一つとなること>をもって、部活動の目的とする。

2. 部活動の運営について

- (1) 年間の活動計画ならびに毎月の活動計画を作成し、計画的な活動を行うとともに、生徒および保護者にも提示して理解と協力を求める。
- (2) 部活動顧問については、複数名が輪番制等を通じて柔軟かつ適切な形で指導を担当し、生徒の活動に際しての安全配慮に努めると同時に、学業生活および健康維持に対して過度の負担が生じないよう多様な教育的配慮も図れるものとする。

3. 休養日および活動時間の設定について

- (1) 休養日は、学期中と長期休暇中との別なく、原則として、中学校については週2日以上、また高等学校については週1日以上かつ年間104日以上が設定されるようにする。これらの休養日を通じて、生徒が十分な休養をとり、学業第一の学校生活をきちんと送れるようにすると同時に、他の課外活動にもバランス良く取り組めるように図っていくものとする。また、中学校と高等学校との別なく、長期の休養期間（オフシーズン）を設定し、その内容を年間の活動計画において示すものとする。
- (2) 部活動を行うにあたっては、各日とも下校時間の厳守のもと、合理的かつ効率的にして有意義な内容となるように、生徒においても顧問においても種々の工夫・協力を努めていくものとする。また、日曜日や祝日に活動を行う場合は、学外との関係による特別な事情があるときを除き、原則として、半日（中学校については3時間程度、また高等学校については4時間程度 *準備や片付けの時間は除く）を活動時間の限度とする。なお、長期休暇中についても、各活動日における活動時間の限度は同じ原則によるものとする。
- (3) 上記3-(1) および3-(2) に基づいた上、日曜日あるいは祝日に活動を行った場合には、中学校と高等学校との別なく、その翌日を休養日にするのを原則とする。なお、高等学校については、週末（土曜日および日曜日）の休養日が月当たり2日以上となるように設定することにも留意していくものとする。
- (4) 放課後以外の時間における部活動（生徒による自主練習等も含む）は、中学校においては、原則として行わないものとする。
- (5) 宿泊を伴う練習や試合等を実施した場合は、中学校と高等学校との別なく、実施後の10日以内に一定の休養日の設定を行うものとする。

4. 指導について

- (1) 部活動の指導にあたっては、学校における他のあらゆる教育活動と同様、体罰はいかなる理由があっても決して許されない。また、威圧的な言動等によって、生徒の尊厳および主体性を損なうことがあってはならない。
- (2) 部活動での時間を通じてこそ可能となるような生徒指導やコミュニケーションの充実等により、学業第一の姿勢の育成はもとより、生徒自身における主体性や自発性がより良い形で発揮されるように諸般の内容が配慮されるものとする。

5. そのほか

- (1) 事故を未然に防止するため、関連施設・設備の点検を定期的実施すると同時に、また各施設・設備の持つ諸条件を踏まえ、無理や過度の不均衡が生じないための適切な割り当て方法についても留意を行なっていくものとする。
- (2) 無理のない安全な内容のもとに生徒が部活動に取り組めるよう、必要な研修等を顧問において適宜行えるようにする。
- (3) 大会参加や練習試合等については、本活動方針のもと、日程等を十分に考慮した上、過度な負担が生じないようにする。なお、参加する大会等数については、全国規模の大会に繋がるものは年間2回までという原則のもとに、配慮や調整が図られるものとする。